

インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、県がインターンシップを実施する場合の基本的な事項について定める。

第2 インターンシップ実施の目的

県は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、大学等の学生を学生実習生として受け入れるものとする。

第3 学生実習生の受入れ手続

- 1 大学等は、授業の一環として、県の本庁各課又は出先機関において学生の実習を希望する場合は、実習を希望する部局の部局長（以下「担当部局長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。
- 2 担当部局長は、大学等から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、学生実習生の受入れを決定するものとする。
 - (1) 実習の目的、内容等が、県で実習することが適当なものと認められるものであること。
 - (2) 県の業務に支障がないこと。
- 3 担当部局長は、学生実習生の受入れを決定する場合は、人事課長に合議するものとする。ただし、資格取得のため法令で定められている現場実習を行う実習生の受入れについては、これを要しない。

第4 実習期間

学生実習生の実習期間は、原則として1月以内とする。

第5 実習時間等

担当部局長は、大学等と協議の上、学生実習生の実習時間、実習内容等を定めるものとする。

第6 報酬等

学生実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しない。

第7 障害保険への加入

学生実習生は、実習中の事故に備えて、自己の責任により傷害保険に加入するものとする。

第8 服務

- 1 学生実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- 3 担当部局長は、必要により、学生実習生から前項の規定を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

第9 実習の証明

担当部局長は、大学等から求められたときは、学生実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、担当部局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月10日から実施する。